平成２６年（フ）第４０７５号
大阪府八尾市春日町３丁目１番26号　日昇マンション102号
債務者　坪倉　寛典
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２４号
大阪府東大阪市稲葉３丁目14番14号
債務者　田平　允子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０６号
大阪府豊中市春日町４丁目９番12―102号
債務者　江村　里美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４８４号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番４―114号
債務者　今村　　渉
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６２９号
大阪市生野区勝山北５丁目22番９号
債務者　野山勝大こと　李　　天澤
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３０号
大阪市生野区勝山北５丁目22番９号
債務者　内田　勝美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９４号
奈良県橿原市南八木町２―２―28、住民票上の住所奈良県橿原市兵部町５番25号
債務者　三共歯研こと　河本惠美子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
奈良県橿原市縄手町201番地の２
債務者　朝田　英子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
奈良県大和高田市大字市場547番地10
債務者　田中　順司
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
新潟県見附市反田町471番地
債務者　田村　文憲
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５９３号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―610号　みなと荘
債務者　金城　正美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６９４号
名古屋市西区比良１丁目174番地　白百合荘５号
債務者　野村　昌宏
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６号
岩手県花巻市北湯口第17地割57番地16
債務者　工藤ゆみ子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１０５４号
埼玉県川口市芝５丁目８番９号　コーポ久米203号
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
埼玉県三郷市早稲田１丁目９番地18　ジュネス早稲田208、旧住所埼玉県三郷市早稲田７丁目３番地１号棟406号
債務者　白藤スミエ
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
愛知県豊田市司町２丁目１番地　パークシティ水野204号
債務者　神谷　定信
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番19号
債務者　嶌田　清志
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
大阪府岸和田市上町24番22―102号
債務者　石垣　亜希（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係